



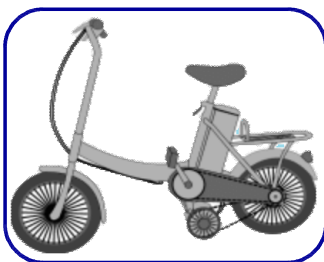
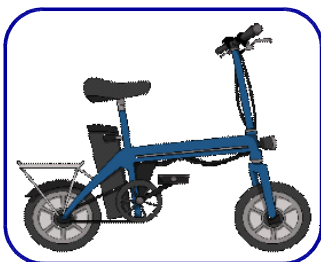
交通安全情報 No. 6

ストップ・ザ・交通事故

令和5年4月21日
警察本部交通部
交通総合対策センター

ペダル付き原動機付自転車の交通ルールについて

※ ペダルが備えられている原動機付自転車をいいます。



ペダルが付いていても、基準を満たさないものは、「**自転車**」ではなく、「**原動機付自転車**」です。

※ いわゆる人の力を補う「電動アシスト自転車」に該当するものは除きます。

ペダル付き原動機付自転車を運転するためには

- 原付のナンバープレートを取得しなければいけません。
- ミラーやライト等の、保安部品を付けなければいけません。
- 自動車損害賠償責任保険に加入しなければなりません。
- 運転には免許が必要です。
- ヘルメットをかぶらなければいけません。
- 自転車のようにペダルを漕いで乗っていても、原動機付自転車の運転です。



いかなる場合でも歩道は通行できません。

もっと詳しく知りたい方は、[警察庁ホームページ\(自転車の安全利用の促進\)](http://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/index.html)
<http://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/index.html> をご覧下さい。